

高齢者と園児のふれあい給食事業(ふれあい給食事業助成)概要

1 目的

核家族化が進み、日ごろふれあうことの少ない高齢者と保育園児が給食を通してふれあうことで、高齢者の孤独感の解消、地域社会との交流、生きがい作り及び健康の維持を図るとともに、保育園児の豊かな情操を育てることを目的として、私立保育園で「ふれあい給食事業」を実施している。

事業を行う私立保育園に対して、その経費の一部を助成することにより、円滑な事業の運営を促し、高齢者福祉の増進と保育園児の健全育成に資する。

2 根拠法令

墨田区ふれあい給食事業助成交付金要綱(平成2年)

3 事業開始

平成2年6月 事業開始(実施園 5園 ...興望館、光の園、菊川、墨田みどり、共愛館)

(23年4月現在 実施園 6園 ... 上記5園 + ナースリー)

4 対象者

墨田区に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者

5 助成内容

ふれあい給食...食材料費[1人あたりの食材料費]1食 200円

事務費[1回あたりの通信費、光熱水費、箸代等]1回につき 3,500円

備品・什器費[開始時のみ] 200,000円

生きがい教室...運営費[講師謝礼、ボランティア謝礼、教材費、絵の具代、紙代等]

1回につき 8,000円

6 事業内容

ふれあい給食...園児と一緒に栄養バランスの取れた食事を一緒に食する。

生きがい教室...お花見、お誕生会、七夕まつり、夕涼み会、ハロウィンパーティ、クリスマス会、お餅つき、節分、名句作り、茶道、書道会、絵画、カラオケ、ヨガ、伝承遊び 等

7 実績

年度	ふれあい給食		生きがい教室 実施回数 (運営費)	予算額(円)	執行額(円)	執行率 (%)
	実施回数 (事務費)	参加者数 (食材料費)				
18	161回	3,350人	142回	3,498,000円	2,368,600円	67.7%
19	159回	3,677人	141回	3,170,000円	2,419,900円	76.3%
20	159回	3,721人	147回	3,170,000円	2,476,700円	78.1%
21	203回	4,211人	155回	3,170,000円	2,792,700円	88.1%
22	232回	4,257人	161回	3,170,000円	2,951,400円	93.1%

にこにこ入浴証事業

目 的 区内の公衆浴場を 65 歳以上の高齢者に無料開放することにより、入浴等を通じ、高齢者の健康増進、世代間のふれあい及び地域との交流を図ることにより、高齢者福祉の増進に努める。

内 容 「にこにこ入浴証」を提示することにより、毎週金曜日は、入浴料が無料。特定日は、入浴料が半額。同時入場の家族も半額。
 特定日とは、家庭の日（毎月 25 日）、こどもの日、老人の日、冬至の日
 「にこにこ入浴証」は、2 年間有効（有効期間 22.7.1～24.6.30）

委託内容 委託先は、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田支部

委託金額は、実施日 1 日ごとの単価契約

- ・無料の日（金曜日）@2,029,500 円 / 1 日
- ・半額の日（特定日）@1,662,140 円 / 1 日

経 緯

昭和 50 年 10 月 事業開始 都の入浴券交付 所得制限なし。
 昭和 51 年 都入浴証方式採用 毎週金曜日となる。
 昭和 53 年 5 月 区内全浴場で実施 週 1 回
 昭和 54 年 所得制限設定（老人福祉手当と同基準）
 昭和 59 年 入浴証交付を浴場組合に委託
 昭和 62 年 4 月 菖蒲湯・ゆず湯を実施
 平成 6 年 4 月 菖蒲湯・ゆず湯・敬老の日を「ふれあい入浴」とする。
 平成 14 年 8 月 夏季の火曜と偶数月の 26 日をふろの日とする。
 平成 18 年 4 月 入浴料の都補助 0 円となる。
 平成 18 年 6 月 入浴料金の変更（400 430 円）
 平成 18 年 7 月 家庭の日・ふれあい入浴デーを半額、同居の家族も同時入場なら半額
 高齢者の安心カード機能付与
 平成 20 年 6 月 入浴料金の変更（430 450 円）
 平成 20 年 7 月 所得制限廃止 65 歳以上の区民を対象者とする。
 半額入浴の日は、同時入場の家族も半額（同居要件廃止）
 直近の入浴料 450 円(220 円)、180 円(90 円)、80 円(40 円)

実 績

年度	浴場数	延利用者数	菖蒲湯 (5/5)	老人の日 (9/15)	冬至の日 (12/22)	家庭の日 (毎月 25 日)
1 8	44	395,193 人	6,672 人	4,572 人	5,142 人	29,121 人
1 9	43	381,358 人	3,262 人	2,565 人	3,145 人	39,212 人
2 0	42	390,081 人	3,287 人	3,139 人	3,790 人	38,418 人
2 1	41	388,690 人	3,317 人	2,885 人	4,231 人	35,836 人
2 2	39	375,484 人	3,192 人	2,409 人	3,670 人	38,366 人

高齢者・障害者福祉情報システム事業

目的 高齢者福祉情報システムを導入し、高齢者福祉情報を一元的に管理することにより、事務処理の効率化を図り、利用者に適切なサービスを提供する。

内容 高齢者・障害者福祉情報システムは、高齢者・障害者の福祉サービスの需要が増大する中で、事務の効率化及び相談業務の支援強化のため導入された。

具体的な、業務内容としては、次のとおりである。

在宅サービス等の申請受付、各種通知の作成、支払い事務支援

利用者及び在宅サービス等の統計資料の作成

利用者情報、在宅サービス等の情報の台帳管理機能

施設入所者、施設入所待機者情報の管理

経緯 本システムを導入する以前の事務処理方法は、すべて手書きで各種台帳や牽引帳簿を作成し、起案や決定処理経過などに使用し管理していた。

そのため、増大する区民の問い合わせや相談に対し、かなりの時間を要するなどの問題があった。

そこで、紙ベースの個人台帳類をシステム情報化し、的確かつ迅速にサービスが提供できるよう業務支援体制が求められた。

平成 8年 4月 システム開発委託

平成 9年 4月 システム稼働

平成 14年 4月 システム更新（リース契約の更新）

平成 20年 1月 システム更新（リース契約の更新）

平成 25年 5月 システム更新予定

5年リース契約で、契約更新時にシステムの改修を行ってきた。

実績（経費）

年度	一般需用費	委託料	使用料及び賃借料	合計
18	70,224 円	2,215,710 円	5,109,300 円	7,395,234 円
19	108,202 円	2,335,929 円	2,176,212 円	4,620,343 円
20	0 円	2,696,589 円	7,179,000 円	9,875,565 円
21	280,087 円	2,990,589 円	7,178,976 円	10,449,652 円
22	47,880 円	4,912,089 円	7,178,976 円	12,138,945 円

介護老人福祉施設の整備

1 目的・経緯

区では、要介護度の重度化等により、在宅での生活が困難になった高齢者等が、24時間・365日体制の介護サービスを受けながら安心して暮らし続けられるよう、特別養護老人ホームの整備を進めている。

昭和56年度に、特別養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人に対して、整備費の一部を助成したのを始めとして、これまでに4施設の整備に対して助成をしている。

また、都市部での建設用地確保が困難であることから、公有地（旧立花小学校跡地）を事業運営者となる社会福祉法人へ貸付け、特別養護老人ホーム等の福祉施設を整備する計画が、平成22年度に着工したところである。

2 必要性

多くの高齢者が、自宅で暮らし続けたいと希望する一方、要介護度が重度化した場合等の終の棲家となる特別養護老人ホームへの期待も大きい。特別養護老人ホームの入所待機者数は、年々増加し、現在800名を超えており、新たな施設の整備が必要な状況にある。

しかし、運営事業者となる社会福祉法人が、整備費の全額を自ら賄うのは大きな負担であり、特別養護老人ホームの公共性を考慮すると、一定の助成を行う必要がある。

3 事業内容

根拠条例

社会福祉法人に対する助成に関する条例

区助成金

ア 建設費から、東京都補助金及び福祉医療機構からの借入金を差し引いた額の5分の4を竣工後に助成する。

イ 福祉医療機構からの借入金のうち、施設の延床面積に対する共用部分面積の割合相当分を年賦払いにより助成する。

都助成金

ア ユニット型 1床@430万円×促進係数1.5（平成23年度）= 1床@645万円

イ 多床室 1床@387万円

4 過去10年間における助成実績

ケアホームズ両国（平成20年度、50床）

区助成金 アに該当する助成金 234,629千円

イに該当する助成金 173,036千円

合計 407,665千円

（仮称）東京清風園（平成22年度着工、178床）

区助成金 アに該当する助成金 531,494千円

（予定額）

イに該当する助成金 881,432千円

合計 1,412,926千円

介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業

1 目的・経緯

介護軽度者（要支援 1 又は 2）に対し必要に応じて、生活の援助を行う者（援助員）を派遣し訪問介護を行うことにより、介護軽度者の生活を支援することを目的とする。

介護保険制度は平成 12 年度に始まり、平成 18 年度の介護保険制度の改正により、要介護 1～5、要支援であった要介護状態区分について、要介護 1～5 に加えて新たに要支援 1～2 が創設された。この改正により、要支援者がこれまでほぼ毎日利用が可能であったホームヘルプサービスが、1 週 1～2 回程度に限定されることとなった。そのため、これだけでは在宅での生活が困難な高齢者が発生してきたため、平成 20 年 7 月に要支援認定者を対象とする本事業を開始した。

2 必要性

介護サービスは介護の必要の程度に応じて提供され、その費用は要介護度に応じた区分支給限度額の範囲内において給付される。しかし、この区分支給限度額は標準的な介護サービス費用を国が算定して定めたものであり、実際には家族の状況、居住環境、対象者の疾病等の心身の状況等により、限度額の範囲内では必要なサービスが十分に提供できない場合がある。

そこで、介護サービスを補完するため、介護軽度者に対しホームヘルプサービスを提供することにより、高齢者が住みなれた地域の中で安心して暮らし続けるための環境をつくる必要がある。

3 事業内容

サービスの内容：1 回 1 時間を単位とし、次のサービスを行うヘルパーを派遣する。

種 類	費用単価	利用者負担	内 容
生活援助	2,625 円	262 円	調理、掃除、洗濯、買物等の家事
身体介護	4,625 円	462 円	入浴、排泄、食事等の介護、通院介助

派遣回数

週 1 回、月 4 回（4 時間）以内。ただし、ヘルパー派遣を希望する曜日が当該月に 5 週ある場合は、月 5 回（5 時間）以内。

4 事業実績

年 度	利用者数	延利用者数	延派遣回数	予算現額	決算額
平成 20 年度	80 人	600 人	2,102 回	5,927 千円	5,926,467 円
平成 21 年度	79 人	1,100 人	4,100 回	15,887 千円	12,774,093 円
平成 22 年度	80 人	906 人	3,467 回	12,407 千円	10,276,404 円

利用者数は年度末の人数。20 年度は 7 月からの 9 か月分。

障害児放課後等支援事業

1 理由・経緯

墨田区では、特別支援学校等に通う障害児の放課後支援について、児童・保育課所管の学童クラブ事業で対応してきた。しかしながら、学童クラブ事業における障害児の受入れは、小学6年生までであることや人数制限があること、あるいは家族の事情による単発的な利用が不可能である等の理由から、障害児向けの放課後支援の充実について、区内の特別支援学校保護者会から毎年強い要望が出ていた。

障害者施策においては、このようなニーズに対応できる事業として障害者日中一時支援事業があったが、それを担う事業者が存在していなかった。そのため、平成22年度に、従来から区の補助金によって知的障害児の通所訓練事業を行っていた「墨田こどもの家」の運営団体を法人化するように誘導することで、法定事業となるための基準を満たす事業所として開設の支援を行い、知的障害児の放課後支援に関する基盤整備を推進した。従前の「墨田こどもの家」では、会員制の限定利用であったが、会員制度を廃止し広く利用できる制度に改め、利用者の拡大を図ることとした。平成22年6月に整備工事が完了し、同年7月から「墨田こどもの家」において障害児放課後支援事業（障害者日中一時支援事業）を実施している。

2 事業の概要

事業所開設支援補助（平成22年度のみ）・・・NPO法人が行う事業所開設整備費用補助
障害者日中一時支援事業・事業委託・・・障害児の活動に必要なスペースを確保できる事業所等において障害児を預かり見守ることで、放課後活動の支援を行う。1日の利用定員は20名。

3 事業の効果

- ・障害児が放課後や学校休校時に安心して過ごすことができる。
- ・障害児の親が安心して働くことができる。
- ・障害児の親の介護負担が軽減される。

4 根拠法令

- ・障害者自立支援法（第77条第1項第3号）
- ・厚生労働省地域生活支援事業実施要綱
- ・墨田区障害者日中一時支援事業実施要綱

5 平成22年度決算額

事業所開設支援補助・・・14,362,561円（特定財源：都補助1/2）
障害者日中一時支援事業委託料・・・13,307,405円（特定財源：国庫・都補助は約6割の実績）

6 平成22年度実績

- ・平成22年5月～6月 事業所開設整備工事実施
- ・平成22年7月 障害者日中一時支援事業開始
- ・平成23年3月31日時点での利用等登録者・・・49名
- ・平成22年7月～平成23年3月の開所日数・・・284日
- ・平成22年7月～平成23年3月ののべ利用者数・・・3,759名
- ・利用者一人一日当たりの委託コスト・・・3,540円（特定財源：国庫・都補助は約6割の実績）

7 利用者の費用負担

- ・課税世帯：サービス基準額の5%
- ・非課税世帯・生活保護世帯：無料